

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対して令和2年2月25日付けの通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った、法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分は違法又は不当であると主張している。

実際の収入額は106,438円ですが、決定通知では250,638円となっています。担当者に聞いたところでは、収入認定の際に、通信費70,000円と雑費55,000円が経費として認められなかったのではないかとのことでしたが、この認定には異論があります。

通信費については、〇〇への支払総額127,200円のうち、仕事以外でも使用するので、70,000円だけ計上しました。インターネットの利用の大半は特許情報・技術情報の検索・取得に利用しており、単なる趣味の情報や通信ならスマホで十分で、この仕事がなければ〇〇は解約します。また、雑費についても、領収書が

なかったので認められなかったのかもしれませんが、文具、書籍など当然に必要なものは税務署でも経費として領収書なしで認めています。

平成30年、呼吸器の病気（COPD）とすい臓の病気（すい臓神経内分泌がん）のため、苦しい中、体にむち打ちながらの仕事で得た収入です。病院の支払いは生保でしていただいておりますが、病院以外での保険が適用されない治療や緊急のときのため最小限の貯蓄も必要です。その点も考慮の上、上記支出を認めていただくようお願いいたします。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年1月21日	諮問
令和3年3月8日	審議（第53回第3部会）
令和3年4月15日	審議（第54回第3部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

##### (1) 保護の補足性、保護の基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

法 5 条は、上記の法の規定は、法の基本原理であって、法の解釈及び運用は、全てこの原理に基づいてなされなければならないとしている。

法 8 条 1 項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

## (2) 費用返還義務

ア 法 6 3 条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、被保護者は、速やかに、保護を受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額を返還しなければならないとしている。

イ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成 24 年 7 月 23 日付社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「取扱通知」という。）  
1・(1)は、法 6 3 条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とするとしている。

ウ 法 6 3 条の規定は、「被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して生活保護費が支給された場合に、支給した生活保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うすることとしている。」（東京高等裁判所平成 25 年（行コ）第 27 号事件・平成 25 年 4 月 22 日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載。なお、同判決は最高裁判所において上告棄却により確定している。）と解されている。

## (3) 収入認定

ア 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日付厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第 8・2 は、収入の認定は月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときは

その額により、そうでないときは前3箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを相当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定することとしている。

イ 次官通知第8・3・(1)・ウ・(ア)は、農業以外の事業（いわゆる固定的な内職を含む。）により収入を得ている者については、その事業の種類に応じて、実際の収入額を認定することとし、同・(イ)は、その収入を得るための必要経費としては、同・(4)にいう基礎控除のほか、その事業に必要な経費として店舗の家賃、地代、機械器具の修理費、店舗の修理費、原材料費、仕入代、交通費、運搬費等の諸経費についてその実際必要額を認定することとしている。

ウ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8・3・(1)・アは、基礎控除は、当該月の就労に伴う収入金額に対応する次官通知別表の基礎控除額表の収入金額別区分に基づき認定することとし、同・イによれば、基礎控除の収入金額別区分は、農業以外の事業（自営）収入については、事業必要経費を控除した後の収入額によることとしている。

(4) なお、次官通知、局長通知及び取扱通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

## 2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、平成31年3月11日に請求人から本件収入申告がなされたことから、令和2年2月25日、処分庁は、請求人の申告した収入に対して、必要経費の控除及び基礎控除をすることにより、平成30年3月分、4月分及び5月分の請求人

の各収入を認定した上で、法63条の規定に基づき、請求人に支給した保護費のうち超過支給分198,638円に相当する金額について、請求人に対して返還を求めることを決定したもの（本件処分）と認められる。そして、その超過支給分を返還金額として、請求人に対して通知していることが認められる。

本件処分による返還金額を決定するに当たって、処分庁が行った、本件処分に係る返還金額算定表（別紙）の各返還対象月における、資力の額の認定、支給済保護費の額の認定及び返還対象額の認定は、その認定方法において、上記1の法令等の定めにも照らしていずれも正当であり、次官通知及び局長通知に基づく必要経費の控除及び基礎控除も適正になされており、また、その他違算等も認められない。

そして、法63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うしようとするもの（1・(2)・ウ）であるから、上記の経緯により処分庁が法63条の規定を適用して本件処分を行ったことに、違法又は不当な点は認められない。

### 3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、通信費及び雑費が必要経費として認められなかったことから、本件処分の違法、不当を主張する。

しかし、農業以外の事業収入を得るための必要経費としては、基礎控除のほか、実際必要額を認定するとされているところ（1・(3)・イ）、担当職員が、その必要額を算定するに当たり必要な資料や領収書を請求人に対して求めたにもかかわらず、請求人からはそれらが提出されなかったのであるから、処分庁が通信費及び雑費を必要経費として認めなかったことは、不合理なものとはいえない。そして、本件処分が法令等の規定に基づき適法になされた処分であることは、上記2のとおりである。

したがって、請求人の主張については理由がないから、これをもって本件処分の取消理由とすることはできない。

#### 4 その他の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙 (略)